

○宮崎大学教育学部コース委員会規程

平成 28 年 4 月 1 日  
制 定

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学教育学部に、各コースの円滑な運営を図るため、宮崎大学教育学部コース委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 各コースの企画・運営・評価に関すること。
- (2) 各コースの入学者選抜に関すること。
- (3) 各コースへの転入・コース変更等の志願者選抜に関すること。
- (4) 各コースのカリキュラムの実施に関すること。
- (5) 各コースの学生の学修、進路及び生活指導に関すること。
- (6) 各コースの学生の教育予算に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、教務長及び各コースから選出された教員各 1 人（以下「コース長」という。）をもって組織する。

- 2 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教務長とし、副委員長はコース長の中から互選によって選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(小中一貫教育コース運営委員会の設置)

第 7 条 委員会内に、小中一貫教育コース運営委員会を設置する。小中一貫教育コースの運営に必要な事項は別に定める。

(合同委員会の開催)

第 8 条 委員会は、必要に応じて人間社会課程委員会との合同委員会を開催することができる。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。